

※本資料は、令和8年度政府予算案に基づくものであるため、事業の実施は予算成立が前提となります。
また、予算成立までの過程で公募要領等に変更があり得ることをあらかじめ御了承の上、御応募ください。

令和8年度 「オープンイノベーション研究・実用化推進事業」 について

令和8年2月

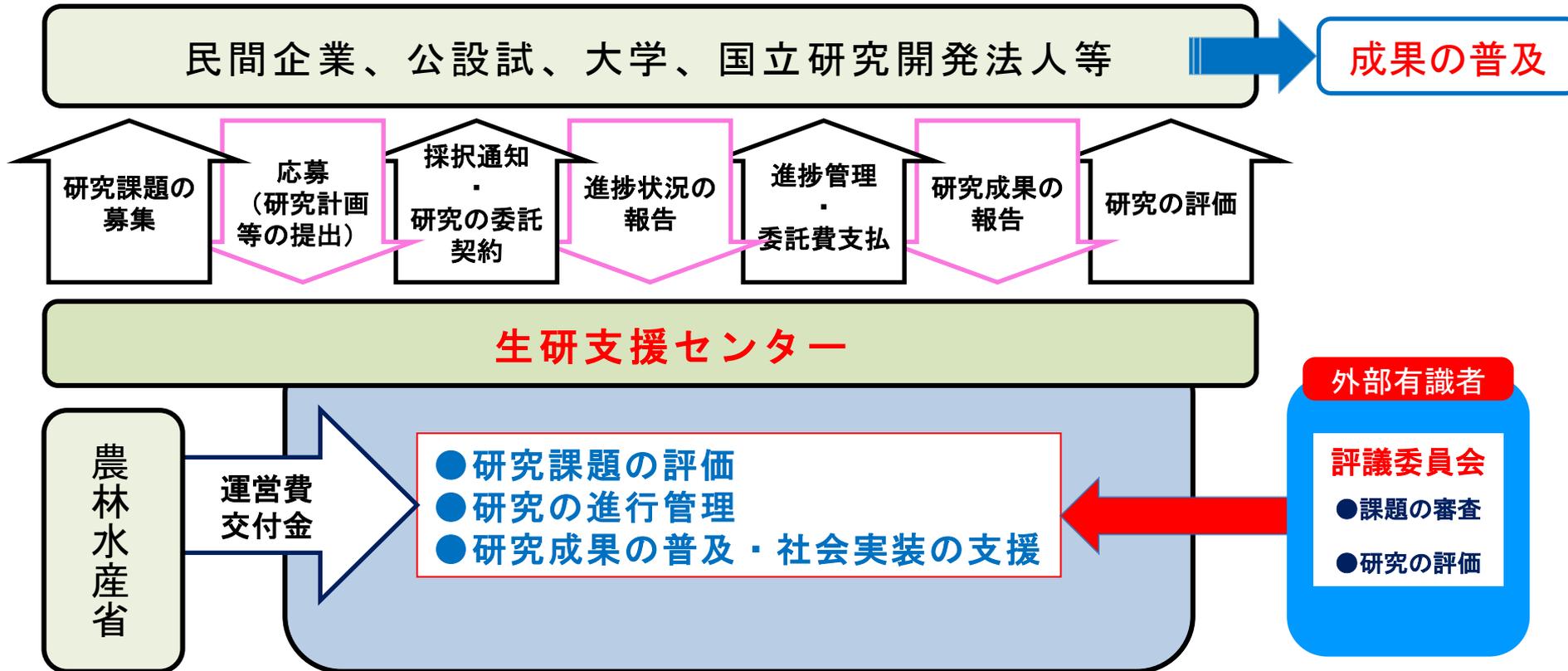
生物系特定産業技術研究支援センター
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室

目次（主要な項目の抜粋）

1	生研支援センターについて	1
2	オープンイノベーション研究・実用化推進事業について	3
2-1	令和8年度の主な変更点	4
2-2	研究ステージ	6
2-3	重要政策の対象	7
2-4	事業のポイント	8
2-8	申請者の要件（研究ステージ共通）	12
3-1	「知」の集積と活用場からの提案への優遇	13
3-2	基礎研究ステージ	14
3-5	開発研究ステージ	19
3-8	マッチングファンド方式	30
3-9	今後のスケジュール（予定）	34
3-10	契約手続	35
4	お問い合わせ先	36
	（参考）	37

1 生研支援センターについて①

生研支援センター（生物系特定産業技術研究支援センター）は、農林水産業、食品産業等の分野で、民間企業、公設試、大学、国立研究開発法人などに対して、研究課題を公募し、選定した課題の実施機関に研究資金を提供し、研究の実施及びその成果の普及を推進する機関。



1 生研支援センターについて②

(1) 生研支援センターが果たすべき役割

生研支援センターは、ファンディング機関として、「農林水産研究イノベーション戦略」等の国が定めた研究戦略等に基づいて行う基礎的な研究開発を、大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業、公設試等に委託することにより促進するとともに、出口を見据えて執行管理を行い、研究成果を着実に社会実装に結び付けることを目指しています。

(2) 応募に当たって

生研支援センターが果たすべき役割を踏まえ、応募に当たっては、

- ① 解決すべき課題と目標とする成果の性能、実用化時期を明確にするとともに、
- ② 社会実装を明確に意識した研究計画の策定

をお願いします。

なお、目標実現に向けたロードマップを作成いただき、毎年の進捗状況と比較して評価を実施しますので、提案書作成の際に御留意をお願いします。

また、生研支援センターは、本事業の目標の達成が図られるよう、各研究課題の進捗管理、指導等の責任者としてPD（プログラム・ディレクター）、PDを補佐する研究リーダー等を配置して運営管理を行いますので、本事業を実施するに当たっては、御協力をお願いします。

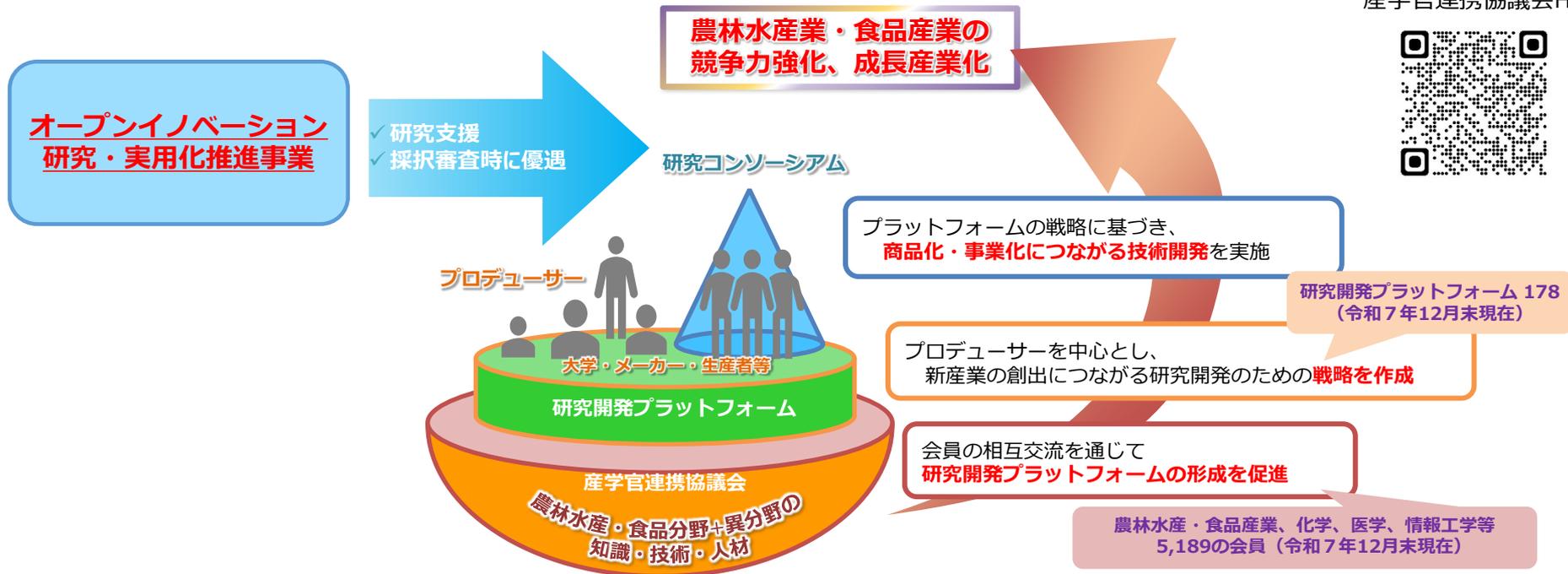
2 オープンイノベーション研究・実用化推進事業について

令和8年度予算概算決定額【1,928百万円】※

農林水産・食品分野の革新的な技術・商品・サービスを生み出す多様な分野・多様なセクターからの研究開発を支援。また、『「知」の集積と活用の中』からの提案など、異分野のアイデア・技術等を農林水産・食品分野に導入する研究を重点的に支援。

「知」の集積と活用の中を核としたイノベーションの創出 全体イメージ

「知」の集積と活用の中
産学官連携協議会HP



※イノベーション創出強化研究推進事業及びオープンイノベーション研究・実用化推進事業の令和7年度以前に採択されたの研究課題における継続実施予算を含む。

2-1 令和8年度の主な変更点①タイプの新設

【「知」の集積と活用場の優良提案支援タイプ】

「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム発の優れた研究シーズを基にした研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：以下の要件を満たす「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの2セクター以上の研究機関等の参画する研究グループ
 - ① 設立後1年以上経過していること。
 - ② 令和7年度の研究開発プラットフォームの活動報告書を提出済みであること。
 - ③ (i) 過年度の「知」の集積と活用場の産学連携協議会の成果報告会において「オープンイノベーション大賞」又は「協議会活動奨励賞」を受賞若しくは(ii)令和7年度「知」の集積と活用場の産学連携協議会のポスターセッション(令和8年2月12日)に出展すること。
 - ④ 所属する研究開発プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認されていること。

2-1 令和8年度の主な変更点②公募を実施しないタイプ

今回の公募では、以下タイプは募集いたしません。

ステージ	タイプ	内容
基礎	チャレンジタイプ	新たなアプローチや考えにより、農林水産業・食品産業の発展等につながることを目的とする、独創的でチャレンジングな基礎研究やフュージビリティスタディ（FS）な基礎研究
	若手研究者応援タイプ	若手研究者に研究代表者として活躍の場を提供し、若手ならではの斬新なアプローチで研究シーズを創出する基礎研究

2-2 研究ステージ

- 農林水産・食品分野における産学連携研究による研究開発を基礎から実用化段階まで継ぎ目なく推進
- 「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームから提案される研究課題については審査時に加点により優遇

< 事業の内容 >

1. 基礎研究ステージ

農林水産・食品分野での社会実装を目指す革新的な研究シーズを創出する基礎研究を支援。

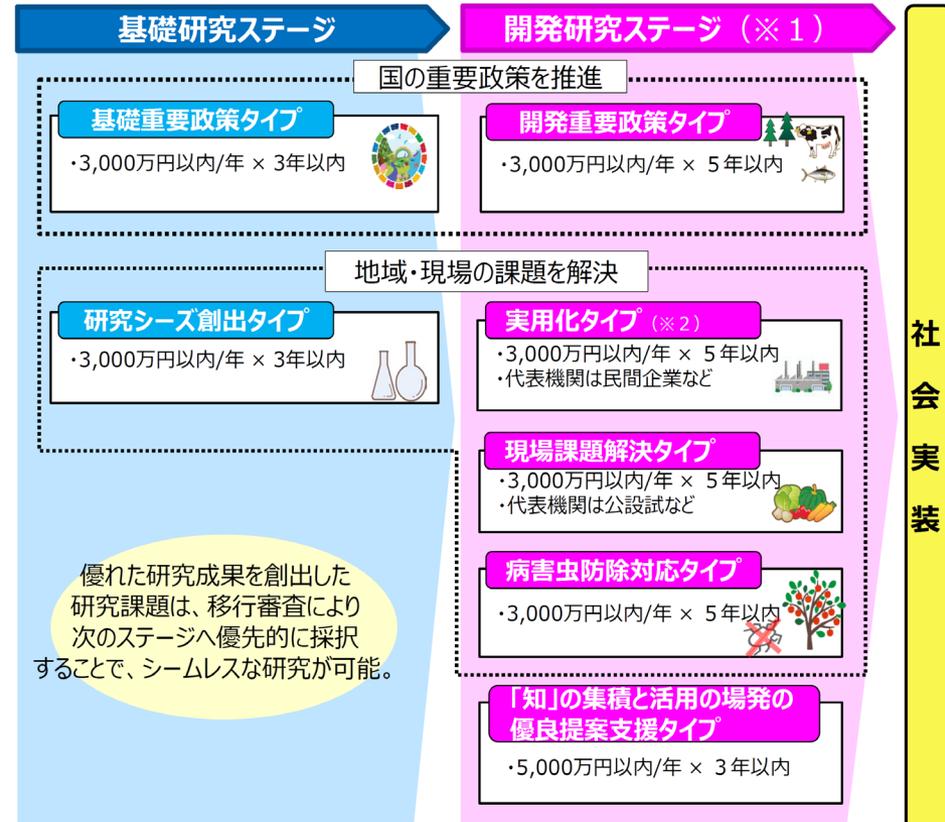
- ①基礎重要政策タイプ**
みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる**重要政策を解決するための研究シーズを創出する研究。**
- ②研究シーズ創出タイプ**
農林水産業・食料産業の発展につながる**革新的な研究シーズを創出する研究。**

2. 開発研究ステージ

基礎研究ステージ等の研究成果を社会実装するための実用化研究を支援。

- ①開発重要政策タイプ**
みどりの食料システム戦略や輸出戦略など国が掲げる**重要政策を解決するための研究。**
- ②実用化タイプ**
研究成果の商品化又は事業化などにより収益化を目的とする**民間企業発の研究。**
- ③現場課題解決タイプ**
地域ブランド品種育成や地域栽培条件に応じた栽培体系の構築など**公益性の高い現場発の研究。**
- ④病害虫防除対応タイプ**
対応しなければならない農産物の**病害虫防除に対する研究。**
- ⑤「知」の集積と活用の場発の優良提案支援タイプ**
「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォーム発の優れた研究シーズを基にした研究（支援額を拡充）。

< 事業イメージ >



- ※1 緊急に研究の実施が必要とされる事由が生じた場合、緊急対応課題研究を実施。
- ※2 開発研究ステージ「実用化タイプ」において、参画する民間企業にマッチングファンド方式（自己資金やVC出資額の2倍まで補助）で支援。
- ※3 「チャレンジタイプ」及び「若手研究者応援タイプ」は、令和8年度の新規採択無し。

2-3 重要政策の対象

基礎研究ステージ及び開発研究ステージにおいて、重点的に推進する政策を推進するため、重要政策タイプを設定。

基礎重要政策タイプ及び開発重要政策タイプにおいては、以下に提示する**国の重要政策を解決するための研究開発に該当することが必要**。

令和8年度の対象政策については、以下のとおり。

対象政策	参照
① 「みどりの食料システム戦略」	「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」 (https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf)
② 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-36.pdf)
③ 「農林水産研究イノベーション戦略」	「農林水産研究イノベーション戦略」 (https://www.affrc.maff.go.jp/docs/innovate/index.html) ※過去の農林水産研究イノベーション戦略も対象とします。

2-4 事業のポイント

1. 明確な研究目標の設定と確実な社会実装

○ 基礎研究ステージについて

- ・ 解決すべき課題、実用化される成果の時期・内容を明確にし、実用化・事業化への発展可能性を審査…(15～18頁)

○ 開発研究ステージについて

- ・ 研究期間終了までの実用化に向け、解決すべき課題、実用化される成果の性能を明確にし、実用化・事業化の実現可能性を審査…(22～29頁)
- ・ 農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善の実施…(11頁)

2. 民間投資の誘発と企業による研究成果の実用化の促進

○ 開発研究ステージについて

- ・ 研究成果を用いて新たな商品や便益の開発を行う民間企業等を主体として製品化・事業化を行うことを目的とする「実用化タイプ」は、当該民間企業等が研究資金の一定割合を負担することが必須（マッチングファンド方式）。
- ・ マッチングファンド方式は、コンソーシアムに参画する民間企業の自己負担額に一定の倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する方法で実施。…(30頁)

○ ステージ共通

- ・ 「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームからの、異分野を含む多様な分野が参画してイノベーションを創出する提案へのポイント加算…(13頁)

2-5 社会実装に向けたロードマップ

社会実装を明確に意識した研究計画とするため、社会実装に向けたロードマップを記載してください。

- ・ 社会実装に向けて解決すべき課題
- ・ 研究内容の適切性
- ・ 社会実装（実用化）される技術の内容を明確化するとともに、
- ・ 既往の研究成果に基づき、応募するステージにおいて、どのような研究を行いどのような目標を達成するのか。
- ・ 次期ステージ以降（自己資金による研究を含む）において、どのような研究を行いどのような目標を達成するのか。
- ・ 社会実装（実用化）の時期を明確化していただくとともに、社会実装されるとき、出口戦略及び普及目標の記載をお願いします。

社会実装に向けたロードマップ（例：基礎研究ステージ様式）

社会実装に向けて解決すべき課題	社会実装に向けてボトルネックとなっている課題を簡潔に記載してください。
研究内容の適切性	前項の課題を解決するに当たり、本応募様式で提案する研究課題が他の手法と比較して最適であることを簡潔に説明してください。
社会実装（実用化）される技術の内容	本研究の成果に基づき実用化される技術の性能・スペック等を具体的に記載してください。
研究ステージ毎の研究内容及び達成目標	
既往の研究成果	本研究を実施するに当たって基盤となる既往の研究成果を簡潔に記載してください。
基礎研究ステージ 【●●タイプ】 (令和○～○年度)	既往の研究成果に基づき、本ステージにおいて実施する研究の内容と達成目標を簡潔に記載してください。 <u>社会実装（実用化）に向けて必要不可欠な研究開発</u> であることも合わせて記載してください。
開発研究ステージ 【●●タイプ】 (令和○～○年度)	基礎研究ステージで達成する目標を踏まえて、開発研究ステージ（実用化タイプを移行先とする場合は自己資金による研究を含む）で実施する予定の研究内容と達成目標を簡潔に記載してください。
社会実装・実用化 (令和○年度)	出口戦略： <u>誰に対してどのような価値を提供するのか、誰からどのようにお金を回収して利益をあげるのかなど、想定している出口戦略（ビジネスモデル）を簡潔に記載</u> してください。 普及目標： <u>普及目標面積○年○〇ha、販売目標額○年○億円等、いつまでにどの程度の普及を目標とするかを記載</u> してください。

2-6 市場ニーズに対する普及戦略

市場ニーズに対する販売・普及戦略 ※開発研究ステージにおいては応募研究ステージの研究期間全体を通して、基礎研究ステージにおいてはア・イ・エについて、

応募研究ステージに基づき開発研究ステージにおいて開発を目指す技術について記載してください。

ア 想定する社会実装先とその普及目標

ロードマップの出口戦略と普及目標をより具体的に、根拠も含めて簡潔に記載してください。「想定している社会実装先」と「普及目標（数値目標）」、「その数値の根拠」を必ず記載してください。

イ セールスポイント

アの社会実装先を念頭に、開発される技術のセールスポイントを、数値等を使って箇条書きしてください。

- ・ ○○に要する現状の作業時間を○○h/10a削減
- ・ ○○と比べて、単収が○kg/10a増等

ウ 社会実装に向けた行動計画

① 実需者のニーズを把握・反映するために何をするか。

実用化する成果について、**どのようにして実需者のニーズを把握し、研究に反映していくかを具体的に記載してください。**

② 実需者への売り込みルートを構築するために何をするか。

①を踏まえた上で、**どのように実需者に売り込んでいくのか（売り先のターゲットは誰か、どのような販売戦略なのか等）を具体的（定量的）に記載してください。**

エ 本研究成果から期待される波及効果

研究成果が、これまでの技術導入経緯や実績等から想定される**今後の将来性や普及範囲、異分野等への知的貢献を含めた波及効果、新産業が創出される可能性と市場規模・経済効果**について、可能な限り定量的（試算で可）に記載するとともに、その算出根拠についても具体的に記載してください。

2-7 開発技術の評価と改善の実施（開発研究ステージのみ）

2. 研究計画・方法

（3）研究成果である開発技術の評価と改善の内容

※ 研究成果である開発技術の評価と改善の内容について、中課題ごとにユーザーの評価と改善の方法について記載してください。

（評価と改善の例）

- ① 農業者がコンソーシアムに参画する等、栽培技術等の実証試験を実施
- ② 農業者、消費者、実需者等が、検討会に出席し、開発技術について意見や評価を述べ、その内容を次年度以降の研究計画に反映
- ③ マーケティングのための消費者及び実需者へのモニター調査を実施し、調査結果に基づき改善

1. オープンイノベーション研究・実用化推進事業においては、研究成果をより早く社会実装させるため、「農業者等、研究成果のユーザーによる、開発技術の評価と改善」が必要です。

2. 上記例の①のように農業者が当該研究課題において「ユーザーによる開発技術の評価と改善」を実施するために研究に参画する場合には、以下の方法があります。

ア 農業者が自らコンソーシアムに参画し、実証試験等を行う。

（e-Radシステムへの登録が必要）

イ 農業者がコンソーシアムに参画せず、試験研究機関からの請負で実証試験等を行う。

（e-Radシステムへの登録は不要）

2-8 申請者の要件（研究ステージ共通）

○ 代表機関の要件

- 法人格を有する研究機関等であること
- 研究開発を行うための研究体制、研究員等を有すること
- 研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すると共に、研究統括者及び経理責任者を設置していること
 - ※ 研究統括者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（研究管理運営機関）を設置可能

○ 研究グループの要件

- 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、参画する全ての機関の同意が必要
- 参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関が行うこと
- 研究の一部または全部を研究グループの構成員以外の他の研究機関等に再委託することは不可

3-1 「知」の集積と活用からの提案への優遇（各ステージ共通）

（「知」の集積と活用からの提案の優良提案支援タイプを除く。）

- 「知」の集積と活用によるオープンイノベーションを推進する観点から、「知」の集積と活用による研究開発プラットフォームからの提案については、**「採択審査時のポイントの加点」**により優遇。

○ 優遇を受けるための要件

- ・ 「知」の集積と活用からの研究開発プラットフォームから形成された研究グループであること
 - ・ 研究開発プラットフォームは応募時までに設立されていることが必要です。
 - ・ また、応募時点で研究グループの構成員全員が研究開発プラットフォームに参画していることが必要となります。
 - ・ プラットフォームの設立やプラットフォーム構成員の追加については、「知」の集積と活用からの産学官連携協議会組織規則に基づき、「知」の集積と活用からの産学官連携協議会事務局まで届出の上、受理されていることが必要となりますので、御注意ください（別途事務局から案内）。
- ・ 研究グループが、同一の研究開発プラットフォームにおける2セクター（※）以上の研究機関等で構成されていること

※ 研究機関等の分類

セクターⅠ：都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人（大学を除く）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人、協同組合

セクターⅡ：大学、大学共同利用機関、高等専門学校、高等学校

セクターⅢ：国立研究開発法人、独立行政法人、特殊・認可法人

セクターⅣ：民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者

3-2 基礎研究ステージの概要

将来、農林水産・食品分野での社会実装を目的とした革新的な研究シーズを創出する基礎段階の研究開発

【基礎重要政策タイプ】

みどりの食料システム戦略、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略の推進に資する基礎段階の研究開発が対象。

- 研究実施期間：3年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ

（「知」の集積と活用場のPFからの応募は、2セクター以上の機関。

「知」の集積と活用場から以外のお募は、研究グループの構成に特段の要件なし。）

【研究シーズ創出タイプ】

革新的な研究シーズを創出するための基礎段階の研究開発が対象。

- 研究実施期間：3年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ

（「知」の集積と活用場のPFからの応募は、2セクター以上の機関。

「知」の集積と活用場から以外のお募は、研究グループの構成に特段の要件なし。）

※チャレンジタイプ及び若手研究者応援タイプは公募いたしません。

※ステージ移行について

今後、研究ステージの移行の仕組み等が見直される可能性もあります。見直しがされた場合、該当する可能性のある研究課題は、研究期間終了年度時点での仕組み等により対応していただくこととなります。 14

3-3-1 基礎研究ステージの審査基準（1次）

（基礎重要政策タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

+

加点ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大 10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
若手研究者からの提案（全ての研究者）		5点
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	みどり法認定者の参画	2点
	認定輸出事業者の参画	
	フラッグシップ輸出産地認定産地の代表者の参画	
次のいずれかに該当する提案 ① 農福連携等の推進に資する提案 ② 六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ③ 農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ④ 地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑥ 総合特別区域計画」に基づく課題		1点
計		最大 10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Eの5段階で加算

3-3-2 基礎研究ステージの審査基準（1次）

（研究シーズ創出タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

+

加点ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
若手研究者からの提案（全ての研究者）		5点
次のいずれかに該当する提案 ① 農福連携等の推進に資する提案 ② 六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ③ 農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ④ 地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑥ 総合特別区域計画」に基づく課題		1点
計		最大10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Eの5段階で加算

3-4-1 基礎研究ステージの審査基準（2次）

（基礎重要政策タイプ）

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 80点+20点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	10点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	80点満点

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	12点
② 社会実装の有望性	8点
計	20点満点

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-4-2 基礎研究ステージの審査基準（2次）

（研究シーズ創出タイプ）

○ 2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 90点+10点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	20点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	<u>90点満点</u>

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	6点
② 社会実装の有望性	4点
計	<u>10点満点</u>

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-5 開発研究ステージの概要

基礎研究ステージ等の研究成果を社会実装するための開発段階の研究開発

【開発重要政策タイプ】

みどりの食料システム戦略や、輸出戦略及び農林水産イノベーション戦略の推進に資する研究開発が対象。

- 研究実施期間：5年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ

（「知」の集積と活用の中のPFからの応募は、2セクター以上の機関。

「知」の集積と活用の中以外からの応募は、研究グループの構成に特段の要件なし。）

【実用化タイプ】

基礎研究等の成果を商品化又は事業化することなどにより収益化を目的とする民間企業発の研究開発が対象。

- 研究実施期間：5年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ（研究代表機関はセクターⅣ）

（「知」の集積と活用の中のPFからの応募は、2セクター以上の機関。

「知」の集積と活用の中以外からの応募は、セクターⅣの参画は必須。）

3-5 開発研究ステージの概要

基礎研究ステージ等の研究成果を社会実装するための開発段階の研究開発

【現場課題解決タイプ】

地域ブランド品種の育成や、地域条件に応じた新しい栽培体系の構築など、研究成果の公益的利用を目的とする地域発の研究課題が対象。

- 研究実施期間：5年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ（研究代表機関はセクターI）
（「知」の集積と活用の際のPFからの応募は、2セクター以上の機関。
「知」の集積と活用の際から以外のお募は、セクターIの参画は必須。）

【病虫害防除対応タイプ】

早期に対応しなければならない農作物の病虫害の防除に対する研究開発が対象。

- 研究実施期間：5年以内
- 研究費：3千万円以内／年
- 申請者の要件：2機関以上の研究グループ
（「知」の集積と活用の際のPFからの応募は、2セクター以上の機関。
「知」の集積と活用の際から以外のお募は、研究グループの構成に特段の要件なし。）

3-5 開発研究ステージの概要

基礎研究ステージ等の研究成果を社会実装するための開発段階の研究開発

【「知」の集積と活用場の優良提案支援タイプ】

「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォーム発の優れた研究シーズを基にした研究

- 研究実施期間：3年以内
- 研究費：5千万円以内／年
- 申請者の要件：以下の要件を満たす「知」の集積と活用場の研究開発プラットフォームの2セクター以上の研究機関等の参画する研究グループ
 - ① 設立後1年以上経過していること。
 - ② 令和7年度の研究開発プラットフォームの活動報告書を提出済みであること。
 - ③ (i) 過年度の「知」の集積と活用場の産学連携協議会の成果報告会において「オープンイノベーション大賞」又は「協議会活動奨励賞」を受賞若しくは(ii)令和7年度「知」の集積と活用場の産学連携協議会のポスターセッション(令和8年2月12日)に出展すること。
 - ④ 所属する研究開発プラットフォームのプロデューサーから研究課題の提案及び課題採択後のプラットフォーム活動との連携について承認されていること。

3-6-1 開発研究ステージの審査基準（1次）

（開発重要政策タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

+

加点ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
若手研究者からの提案（全ての研究者）		5点
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	みどり法認定者の参画	2点
	認定輸出事業者の参画	
	フラッグシップ輸出産地認定産地の代表者の参画	
次のいずれかに該当する提案 ① 農福連携等の推進に資する提案 ② 六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ③ 農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ④ 地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑥ 総合特別区域計画」に基づく課題		1点
計		最大10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Eの5段階で加算

3-6-2 開発研究ステージの審査基準（1次）

（現場課題解決タイプ、実用化タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点



加点ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 （重複加点なし）	「知」の集積と活用の場からの提案（※2）	最大 10点
	「研究ネットワーク」からの提案	5点
若手研究者からの提案		5点
次のいずれかに該当する提案 ① 農福連携等の推進に資する提案 ② 六次産業化法「研究開発・成果利用事業計画」に基づく課題 ③ 農商工連携促進法「農商工連携等事業計画」に基づく課題 ④ 地域再生法「地域再生計画」により支援措置要望の記載がある課題 ⑤ 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」の研究開発に係る研究計画等に基づく課題 ⑥ 総合特別区域計画」に基づく課題		1点
計		最大 10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

※2 A～Eの5段階で加算

3-6-3 開発研究ステージの審査基準（1次）

（病虫害防除対応タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点

加点ポイント

項目		点数
いずれかに該当する提案 (重複加点なし)	「知」の集積と活用 の場からの提案（※2）	最大 10点
	「研究ネットワーク」からの 提案	5点
若手研究者からの提案		5点
計		最大 10点

+

※2 A～Eの5段階で加算

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-6-4 開発研究ステージの審査基準（1次）

（「知」の集積と活用の場合の優良提案支援タイプ）

○ 1次（書面）審査の審査基準（1次評価ポイント）

90点 + 10点 = 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	20点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	90点満点



加点ポイント

項目	点数
研究開発プラットフォーム主催のイベント等の実施状況	2点又は1点
社会実装の実績（2件以上）	1点
経営人材や知財専門家等の参画	2点
大賞受賞又は奨励賞受賞	5点又は2点
	最大10点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-7-1 開発研究ステージの審査基準（2次）

（開発重要政策タイプ）

○2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 60点+40点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	10点
③ 研究計画の妥当性	10点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	60点満点

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	20点
② 社会実装の有望性	20点
計	40点満点

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-7-2 開発研究ステージの審査基準（2次）

（現場課題解決タイプ、実用化タイプ）

○2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 80点+20点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	20点
③ 研究計画の妥当性	10点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	80点満点

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	10点
② 社会実装の有望性	10点
計	20点満点

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-7-3 開発研究ステージの審査基準（2次）

（病虫害防除対応タイプ）

○2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 60点+40点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	10点
③ 研究計画の妥当性	10点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	10点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	10点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	60点満点

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	20点
② 社会実装の有望性	20点
計	40点満点

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-7-4 開発研究ステージの審査基準（2次）

（「知」の集積と活用の場合の優良提案支援タイプ）

○2次（面接）審査の審査基準（2次評価ポイント） 80点+20点= 100点満点

科学的ポイント（※1）

審査項目	点数
① 新規性・先導性・優位性	10点
② 目標の明確性	10点
③ 研究計画の妥当性	10点
④ 実用化・事業化に向けたロードマップの妥当性	20点
⑤ 市場ニーズに対する販売・普及戦略の妥当性	20点
⑥ 研究実施体制の適切性	10点
計	80点満点

+

行政加点ポイント（※2）

項目	点数
① 政策ニーズ	10点
② 社会実装の有望性	10点
計	20点満点

※2 各加点項目を、A～Cの3段階で加点

※1 各審査項目を、A～Eの5段階で評価

3-8 マatchingファンド方式①

- Matchingファンド方式とは、民間企業等による事業化を促進し投資を誘発するため、新たな商品・便益等の開発を行う民間企業等の自己資金額に一定の倍率を乗じた額を上限として、生研支援センターが委託費を支出する仕組み。要件は以下のとおり。
 - ① 資本金10億円以下、または設立から10年以内の企業等は、自己資金の2倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
 - ② 資本金10億円を超え、かつ設立から10年を超える企業等は、自己資金の1倍を上限として委託費を生研支援センターが支出。
- 開発研究ステージの「**実用化タイプ**」において、代表機関を含め、コンソーシアムに参画する**民間企業はMatchingファンド方式の適用が必須**。（ただし、共同研究機関においては、一部対象外あり。）

【Matchingファンド方式のイメージ】

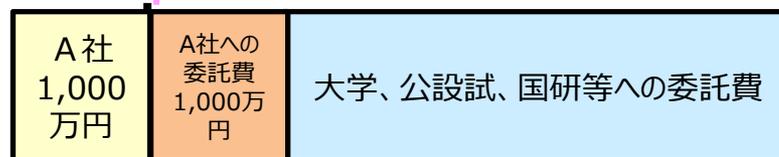
民間企業等支出分（自己資金）

生研支援センター支出分（国費）
（この額が委託費の上限（3,000万円）
以内であれば可）

要件①の場合
（資本金が10億円以下、
または設立から10年以内
の企業）



要件②の場合
（資本金が10億円を超え、
かつ設立から10年を超える
企業）



- 自己資金分は、研究グループの取り決めに従って配分

3-8 マッチングファンド方式②（自己負担を行う民間企業等）

【研究資金を自己負担する民間企業等】

研究成果を用いて（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行うことにより、将来的に利益を享受することとなる民間企業等

- 実用化タイプ（マッチングファンド方式適用）の共同研究機関のうち研究資金を自ら支出する必要がない民間企業等の例

※民間企業等：セクターⅣに分類される、民間企業、農林漁業者が組織する団体、農林漁業者

①研究グループの他の機関が開発した研究成果の実証のみ行う場合

例1 食品加工機器開発の研究において、当該機器のユーザーとなる食品加工メーカー

例2 ICTによる農産物栽培・生産支援システム開発の研究において、当該システムを使用する農業生産法人

②研究成果を活用して利益を得る意向の無い民間企業等

例 社会貢献の一環として研究に参画する場合

この場合、提案書において、利益を享受しない（特許権等の権利者とならない等）ことが分かるよう明記

- 研究途中又は研究終了後、研究成果を活用して（特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等）、新たな商品や便益の開発を行った場合は、研究当初にさかのぼってマッチングファンドを満たすよう委託費を返還

3-8 マッチングファンド方式③（計上可能な経費）

委託費に計上できる経費

1) 直接経費

①物品費

- ・設備備品費
- ・消耗品費

②人件費・謝金

- ・人件費

〔 国、地方公共団体からの交付金等で手当
てしている常勤職員の人件費は不可 〕

- ・謝金

③旅費

④その他

- ・外注費
- ・印刷製本費
- ・会議費
- ・通信運搬費
- ・光熱水料
- ・その他（諸経費）

〔 上記の各項目以外に、業務・事業の実施
に直接必要な経費 〕

- ・消費税等相当額

2) 間接経費

自己資金

1) 左記 1) ①～④の経費

2) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること

3) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品

（試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外）

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの

2) 及び3) の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に**独立した資産管理部門**があることを条件とします。

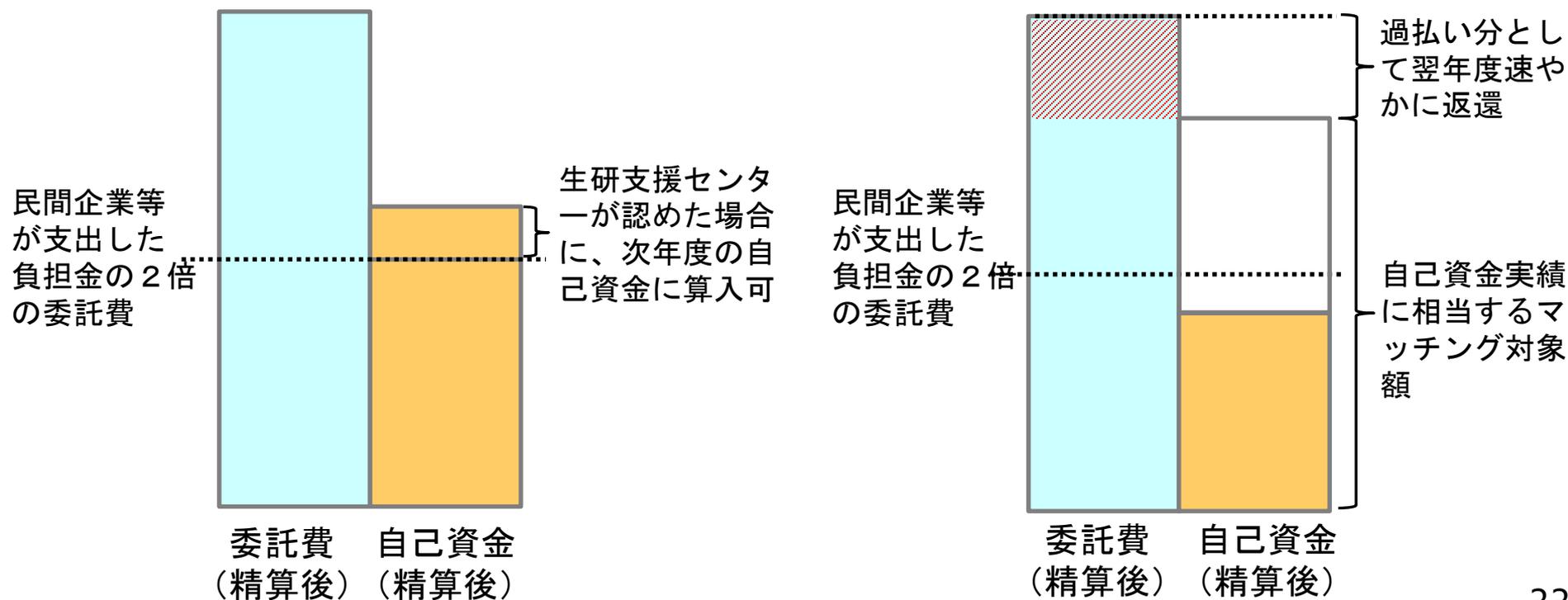
3-8 マatchingファンド方式④（自己資金の取扱い）

- 研究費の翌年度への繰越しは、原則認めない
- ただし、年度毎の経費の精算時において、自己資金がMatching対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能

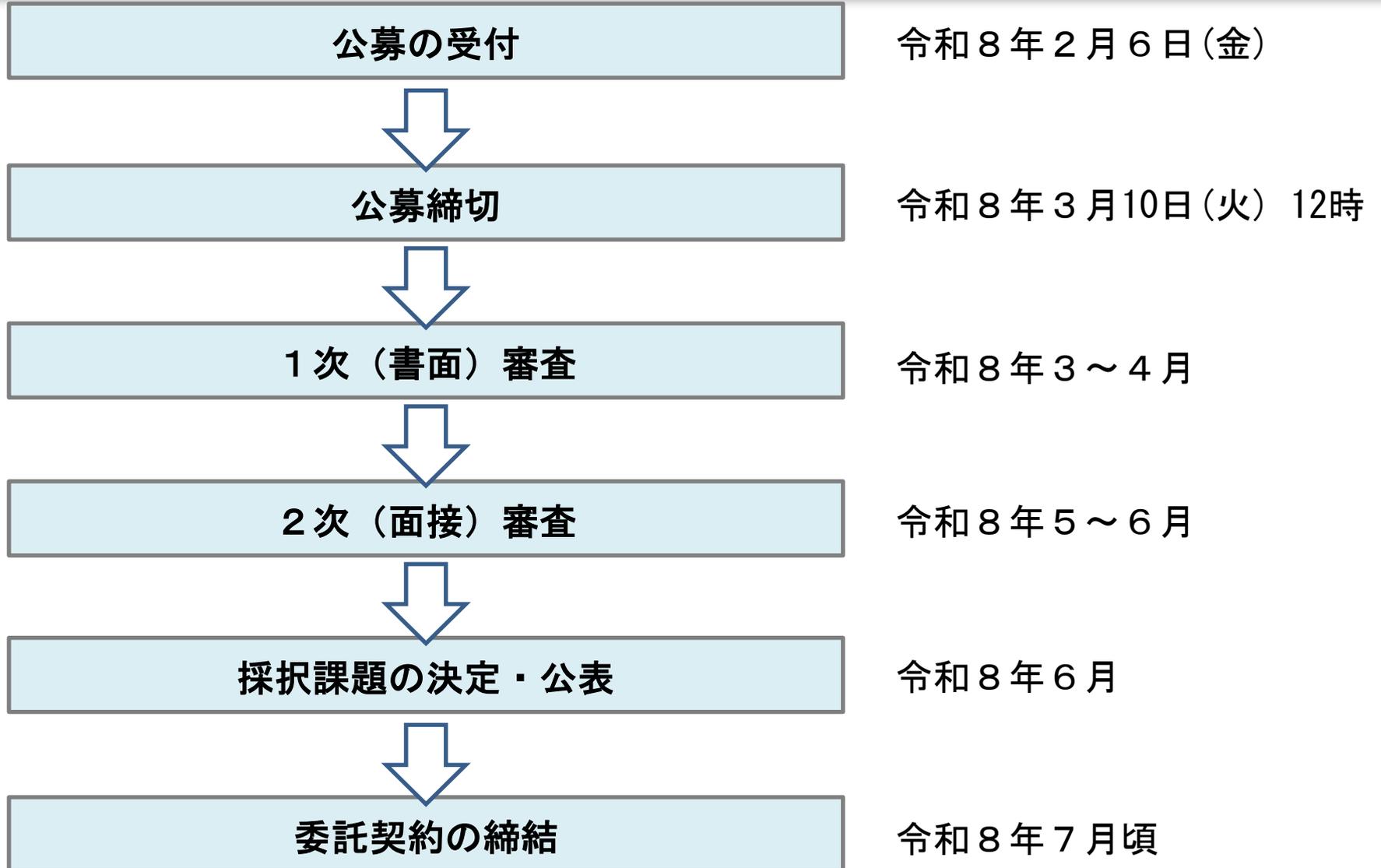
要件①の場合（資本金が10億円以下、または設立から10年以内の企業）

自己資金がMatching対象額を超過した場合

自己資金がMatching対象額に満たない場合



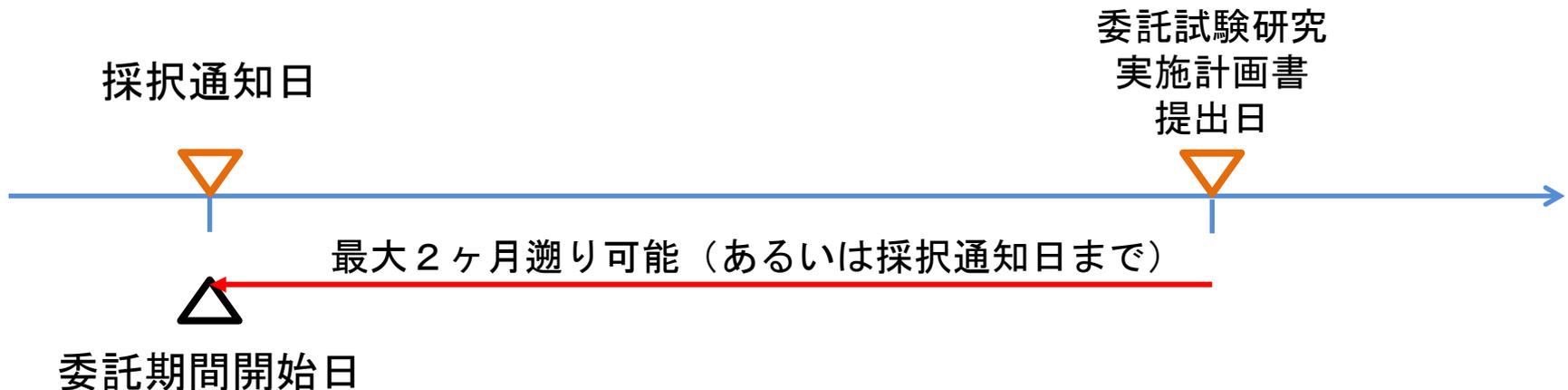
3-9 今後のスケジュール（予定）



3-10 契約手続

- 生研支援センターは、代表機関等との間で当該年度に係る委託契約を締結します。
- 本事業の委託期間は、委託試験研究実施計画書提出日から最大2ヶ月前の日（計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能です。
- また、次年度以降も研究を継続することとなった場合、原則として次年度は4月1日が試験研究開始日となります。（継続契約の際は、予算や評価の状況により要望額を減額して契約する可能性があります。）
- なお、採択時や評価時の条件が付されている場合は、この条件に合致していることが前提となり、仮に契約締結に至らなかった場合、支出済みの経費は受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

<初年度の契約イメージ>



4 お問い合わせ先

公募に関する問い合わせ

生研支援センターへのお問合せは以下のメールアドレスにお願いします。

E-mail : inobe-web@ml.affrc.go.jp

- 公募全般に関する問い合わせ
生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）
事業推進部 イノベーション創出課 担当者：渡邊、大西
- 契約事務に関する問い合わせ
生物系特定産業技術研究支援センター（生研支援センター）
研究管理部 研究管理課 担当者：石川、宇野、大井

※ 個別課題ごとの研究機関のマッチングや研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談窓口はこちら

（農林水産省「産学連携支援事業」の実施機関）

<http://agri-renkei.jp/contact/index.html>

(参考) 応募時によく見受けられるミスの例

○研究グループでの応募が必須だが、単独機関で応募している。

→研究グループでの応募が必須となります。

なお、1機関の中で研究統括者と研究分担者がいる状態で応募、又は、代表機関と協力機関のみで応募、では要件を満たしませんのでご注意ください。

○添付不要のファイルを添付している、又は、添付が必要な様式が添付されていない。

→課題提案書中の説明や公募要領の別紙2をよくご確認の上、必要な書類のみ、漏れなくe-Radにアップロードしてください。

○委託費上限額をオーバーしている。

→公募要領において委託費上限額をよくご確認のうえで、課題提案書を作成してください。

(委託費上限額をオーバーしている例)

委託費上限額が3,000万円／年のタイプにおいて、

- ・委託費：3,300万円（内訳 直接経費：3,000万円、間接経費：300万円）となっている。
…間接経費は、委託費上限額の内数となります。
- ・委託費の額が、1年目：3,300万円、2年目：3,000万円、3年目：2,700万円となっている。
…委託費上限額は、単年度ごとの上限額です。

(参考) e-Radでの応募①

応募期間：令和8年2月6日(金)～3月10日(火) 12:00まで

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。
作成した提案書は、**「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」**で受け付けます。

提案書は郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付けません。

- e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」及び「研究者の登録」
(個人の場合は「研究者の登録」だけ)が必要となります。**登録手続きに2週間程度を要する場合があります**ので、余裕をもって手続きを行ってください。
- **応募締切期限直前は、応募が殺到し、e-Radシステムがつながりにくくなる可能性があります**ので、余裕をもって、応募書類のe-Radへの応募登録を行ってください(※)。

※ 応募段階では、少なくとも、申請者がe-Radの登録を済ませておく必要があります。申請者以外で、応募までにe-Rad登録が間に合わなかった場合は、委託契約締結までに登録を済ませてください。

◆情報提供サイト：e-Radポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>)

◆e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク TEL 0570-057-060

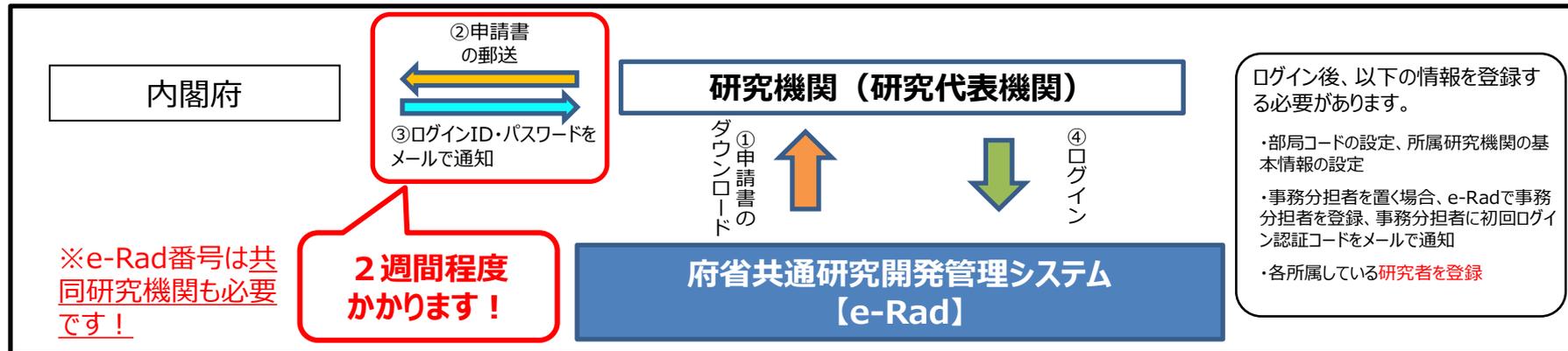
受付時間 9:00～18:00

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

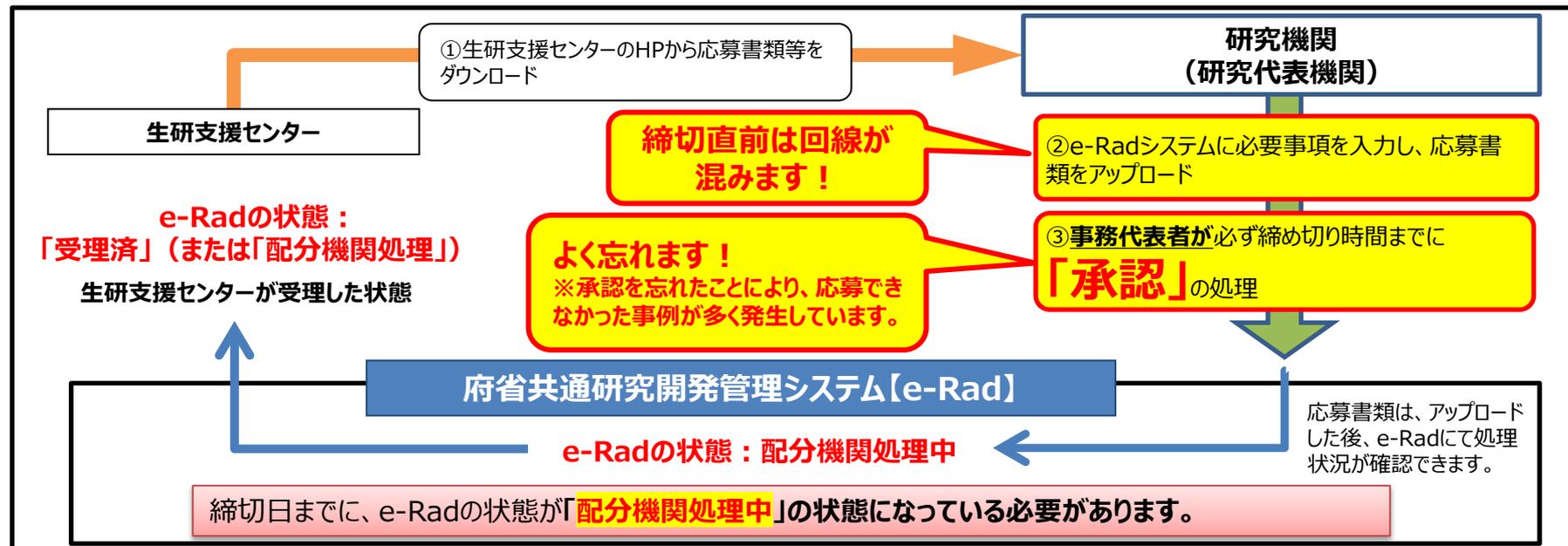


(参考) e-Radでの応募②

○ 研究機関の登録申請手続き(応募までの事前準備)



○ 提案書の応募手続き



(参考) 研究インテグリティに関する情報の事前登録① (e-Rad)

国際的に信頼性のある研究環境を構築するため、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援することとしています。

このため、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、研究インテグリティに関する情報の提出を求めることになっています。

研究インテグリティに関する情報は、以下の手順で応募前に登録をお願いいたします。



① 「研究者情報の確認・修正」をクリックしてください。

(ウ) 【所属研究機関】タブ



② 「研究者情報の修正」の画面で「所属研究機関」タブをクリックしてください。
この画面で表示される「e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」に関する情報の入力してください(次頁)。

(参考) 研究インテグリティに関する情報の事前登録② (e-Rad)

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート	機密保持契約締結有無	削除
補助金	相手期間1 アフガニスタン 制度名1 (2020年11月~2021年12月)	研究課題名1	123,456,789 円	99 %	有	<input type="checkbox"/>
助成金	相手期間2 アゼルバイジャン 制度名2 (2030年02月~2031年11月)	研究課題名2	334,455 円	1 %	有	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(2) 兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
外国で兼業1	アゼルバイジャン	<input type="checkbox"/>
外国で兼業2	アゼルバイジャン	<input type="checkbox"/>

行の追加 選択行の削除

(3) 誓約状況
寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。
 報告している

戻る 研究者の削除 この内容で登録

③ e-Rad外の研究費で、他府省を含む他の競争的研究費、国外を含むその他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)を入力してください。なお、エフォートの合計は100%を超えないようしてください。

「機密保持契約締結有無」で「有」を選択した場合は、エフォート以外への入力はありません。なお、予算額の提出が難しい場合は「0」と入力してください。

④ 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)を入力してください。

⑤ 寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、透明性確保のために必要な情報を関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している場合は、必ずチェックを入力してください。ここを入力しないとエラーとなり、応募ができません。

入力後はここをクリック

(参考) 「知」の集積と活用の中 研究開発プラットフォームについて

- 研究開発プラットフォーム (PF) は、産学官連携協議会の会員が、一定のテーマのもとで新たな商品化・事業化に向けた共通の研究課題について、プロデューサーを中心として研究課題の具体化、知的財産戦略・ビジネスモデルの策定等を行うための活動を実施。

研究開発プラットフォーム設立/登録情報変更申請の流れ

産学官連携協議会事務局へ
PF届出書/登録情報変更届の提出

提出期限：

令和8年2月18日(水)12:00厳守

提出先：jp_cons_fkii_jimu@pwc.com



事務局における届出
内容の確認・受理



協議会ウェブサイト
での公表※
(名称・構成員等)

協議会への入会や研究開発プラットフォームの届出等の手続は協議会ウェブサイトを参照してください

URL：<https://www.knowledge.maff.go.jp/>



※2月28日までに公表情報を更新します。公表内容に不備がありましたら、産学官連携協議会事務局までご連絡ください。

研究開発プラットフォームに求められること

- ・ 研究課題の具体化や構成員拡充等のための各種活動の実施 (セミナー・ポスターセッション等への参加、研究開発プラットフォーム主催のシンポジウムの開催、意見交換の実施等)
 - ・ 産学官連携協議会が主催する会議等への出席
 - ・ 研究開発プラットフォームの活動状況の定期的な報告
- 等

※協議会ウェブサイトに掲載している各種資料も参照してください

・ 研究開発プラットフォームについて (<https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html>)